

令和5年度調査研究活動に係る四国情報通信懇談会負担対象経費の一覧表

費目	説明	具体例
機器類リース・レンタル費	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・サーバ類 ・計測機器
機器類購入費	委託事業の遂行に必要不可欠であって、リース・レンタルが不可能な機械装置、その他備品の製作又は購入を必要とする場合におけるその製造原価又は購入に要する経費	・リース・レンタルが不可能な機械装置の購入費 ・購入した機械装置と一体、あるいは付属として組み込まれているソフトウェア
機器類保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
機器類設置工事費	機械装置等の設置にかかる労務費等必要な経費	
システム企画・設計費	委託事業で用いるシステムの企画・設計に直接従事する設計者及び工員等の労務費とする。	・委託事業の遂行に直接必要なもので、機械装置やソフトウェアの企画・設計に係る外注請負費
システム開発費	委託事業で用いるシステムの開発に直接従事する設計者及び工員等の労務費とする。	・委託事業の遂行に直接必要なもので、機械装置やソフトウェアの作製に係る外注請負費
システム保守費	情報通信システムの保守を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費	・事務用品（委託事業にのみ特化して使用するもの） ・電子タグなど
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に必要な住民ニーズの調査や効果測定に必要な経費	・アンケート調査費
会議費	委託事業の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための協議会開催、運営に要する委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費	・実施計画書に記載された、協議会等の開催に係る謝金／旅費・交通費 ・会議の茶菓及び弁当等（アルコール類は除く）に係る経費
その他特別費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料

【注意】

- 経費計上は、当該委託事業に直接必要なものに限ります。  
委託事業の目的に合致しないものや、委託事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等も計上できません。
- 経費計上は、当該委託契約期間中に発生したものが対象です。
- 当初に計画された物品を除き、2月以降の購入は認められません（ただし、相当な理由として事務局が認めた場合は除く。）